

鳥取県教育委員会告示第4号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成19年2月23日から施行する。

平成19年2月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
<u>鳥取県公立</u> <u>学校職員</u> <u>[任期付職員（教育相談員）]</u> <u>採用候補者選</u> <u>考試験</u>	略			<u>鳥取県教育</u> <u>委員会事務</u> <u>局職員[任</u> <u>期付職員</u> <u>（教育相談</u> <u>員）]</u> <u>採用</u> <u>候補者選考</u> <u>試験</u>	略		
略				略			